

組 合 公 報

平成 2 7 年 1 0 月 1 日

富山市下野 9 9 5 番地の 3

富山県市町村職員共済組合

電話 0 7 6 (4 3 1) 8 0 3 1

目 次

公告第 3 号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について	2
公告第 4 号	富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について ...	1 4
公告第 5 号	平成 2 7 年度第 1 次変更事業計画及び予算について	2 1

○ 公告第3号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更については、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成27年9月30日付で下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

平成27年10月 1日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高橋 正 樹

記

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更について

富山県市町村職員共済組合定款(昭和37年定款第1号)の一部を次のように変更する。

第32条第5号を削り、同条第4号を第7号とし、同条第3号の次に次の各号を加える。

(4) 法第141条の2の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役員

(5) 法第141条の3の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役員

(6) 法第141条の4の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役員

第33条第1項中「、特定消防長期組合員」を削り、「、任意継続組合員及び特例継続組合員」を「及び任意継続組合員」に改め、同条第2項中「第10項」を「第8項」に改め、同条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項中「第4号」を「第7号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を削る。

第34条中「及び特例継続組合員」を削り、「、市町村長長期組合員及び特定消防長期組合員」を「及び市町村長長期組合員」に改める。

第43条第1項中「給料(運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。)及び期末手当等(運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。)の額」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」に、「各表」を「表」に、「数値」を「割合」に改め、(1)の表及び(2)の表を削り、同項に次の表を加える。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000 分の 40.88	1,000 分の 5.28	1,000 分の 1.7	1,000 分の 40.88	1,000 分の 5.28	1,000 分の 1.7
市町村長組合員						
特定消防組合員						
長期組合員	1,000 分の 2.16	—	—	1,000 分の 2.16	—	—
市町村長長期組合員						

第 43 条の 2 中「施行令第 48 条第 3 項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 102.2 を乗じて得た額」を「施行令第 46 条の 2 の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 81.76 を乗じて得た額」に、「同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 13.2 を乗じて得た額」を「同条に規定する標準報酬の月額に 1,000 分の 10.56 を乗じて得た額」に改め、同条ただし書きを削り、同条を第 43 条の 3 とし、第 43 条の次に次の 1 条を加える。

(任意継続組合員の標準報酬の月額の特例)

第 43 条の 2 施行令第 46 条の 2 第 1 号に規定する組合の定款で定める割合は、100 分の 30 とする。

第 44 条中「、預託金管理経理」を削る。

第 47 条第 2 項中「(長期給付の決定を除く。)」を削る。

附則第 2 項を次のように改める。

2 削除

附則第 11 項を次のように改める。

11 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、次に掲げる事業を行う。

(1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号)附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業(次項において「経過的長期給付事業」という。)

(2) 地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令(昭和 53 年政令第 25 号)第 2 条の規定に基づき、同条第 1 号に掲げる事業その他これに附帯する事業(以下「財形住宅貸付事業」という。)

附則第 14 項を削り、第 13 項を第 14 項とし、第 12 項を第 13 項とし、第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第 44 条中「退職等年金

経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、経過的長期預託金管理経理、」
として同条の規定を適用する。

附 則

- 1 この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第 43 条第 1 項の規定は、平成 27 年 10 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 9 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第 43 条の 2 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用する。
- 4 変更後の第 43 条の 3 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
第 1 条 ～ 第 31 条 (略) (組合員の範囲) 第 32 条 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。 (1) 別表に掲げる市町村の職員(法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員をいい、法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する職員を除く。) (2) 法第 140 条第 1 項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 11 条の規定により法第 140 条第 1 項に規定する公庫等職員とみなして同条(第 3 項を除く。)の規定を適用するものとされた者 (3) 法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員 (新規) (新規) (新規) (4) 法第 144 条の 2 第 1 項の規定により組合員であるものとみなされた者 (5) <u>法附則第 28 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定により組合員となった者</u>	第 1 条 ～ 第 31 条 (略) (組合員の範囲) 第 32 条 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。 (1) 別表に掲げる市町村の職員(法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する職員をいい、法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する職員を除く。) (2) 法第 140 条第 1 項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号)第 11 条の規定により法第 140 条第 1 項に規定する公庫等職員とみなして同条(第 3 項を除く。)の規定を適用するものとされた者 (3) 法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員 (4) <u>法第 141 条の 2 の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員</u> (5) <u>法第 141 条の 3 の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員</u> (6) <u>法第 141 条の 4 の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員</u> (7) 法第 144 条の 2 第 1 項の規定により組合員であるものとみなされた者 (削る)	・被用者年金一元化法(平成 24 年法律第 63 号)の施行に伴い、地共済法第 28 条の 7 の特例継続組合員*の規定が削除されたため、当組合の組合員の範囲からも削除するもの。 〔特例継続組合員とは、定年等で退職したものの、退職共済年金を受けられない場合、一定の要件を満たしていれば、退職後も引き続き長期給付の適用を受ける者をいう。〕 ・あわせて、地方独立行政法人法に基づく非公務員型の一般地方独立行政法人の役職員のうち、一定要件を満たす者は地共済法が適用されることから、定款の規定を整備するもの。なお、当組合においては該当者なし。 〔地方独立行政法人の主な業務〕は、① 試験研究、② 大学の設置及び管理、③ 公営企業、④ 社会福祉事業、⑤ 公共的な施設の設置及び管理 など

変 更 前	変 更 後	備 考
(組合員の種別) 第 33 条 組合員は、一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、市町村長長期組合員、<u>特定消防長期組合員</u>、継続長期組合員、<u>任意継続組合員及び特例継続組合員</u>に区分する。 2 一般組合員は、次項から第 10 項までに掲げる組合員以外の組合員とする。 3 市町村長組合員は、市町村長である組合員（第 6 項に規定する市町村長組合員を除く。）とする。 4 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 57 号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 9 条に規定する特定消防職員である組合員とする。 5 長期組合員は、後期高齢者医療保険の被保険者（高齢者の医療に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条に規定する被保険者をいう。）である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員とする。 6 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。 <u>7 特定消防長期組合員は、特定消防職員である長期組合員とする。</u> <u>8 継続長期組合員は、前条第 2 号に掲げる組合員とする。</u> <u>9 任意継続組合員は、前条第 4 号に掲げる組合員とする。</u> <u>10 特例継続組合員は、前条第 5 号に掲げる組合員とする。</u> (短期給付) 第 34 条 組合は、組合員（継続長期組合員及び特例継続組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第 53 条及び第 54 条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員、市町村長長期組合員及び特定消防長期組合員に対しては、法第 53 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで、同項第 11 号から第 13 号まで及び法第 54 条に規定する短期給付は行わない。	(組合員の種別) 第 33 条 組合員は、一般組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、市町村長長期組合員_____、継続長期組合員及び任意継続組合員_____に区分する。 2 一般組合員は、次項から第 8 項までに掲げる組合員以外の組合員とする。 3 市町村長組合員は、市町村長である組合員（第 6 項に規定する市町村長組合員を除く。）とする。 4 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和 61 年政令第 57 号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 9 条に規定する特定消防職員である組合員とする。 5 長期組合員は、後期高齢者医療保険の被保険者（高齢者の医療に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条に規定する被保険者をいう。）である組合員及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならない組合員とする。 6 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。 (削る) <u>7 継続長期組合員は、前条第 2 号に掲げる組合員とする。</u> <u>8 任意継続組合員は、前条第 7 号に掲げる組合員とする。</u> (削る) (短期給付) 第 34 条 組合は、組合員（継続長期組合員_____を除く。）及びその遺族に対し、法第 53 条及び第 54 条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員及び市町村長長期組合員_____に対しては、法第 53 条第 1 項第 1 号から第 10 号まで、同項第 11 号から第 13 号まで及び法第 54 条に規定する短期給付は行わない。	・後期高齢者医療制度に加入する長期組合員のうち、消防司令以下の消防職員である特定消防長期組合員については、該当する者が生じないため規定を削除し、併せて地共済法で削除された特例継続組合員に関する規定も削除するもの。 ・定款第 33 条に規定する「組合員の種別」の整備にあわせ、当組合の短期給付の対象者を整備するもの。

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																																																						
第 35 条 ～ 第 42 条 （略） （掛金及び負担金の額） 第 43 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の給料（運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。）及び期末手当等（運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。）の額にそれぞれ次の各表に掲げる数値を乗じて得た額とする。 (1) 給料の額に乘じる数値	第 35 条 ～ 第 42 条 （略） （掛金及び負担金の額） 第 43 条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額 にそれぞれ次の 表に掲げる割合を乗じて得た額とする。	・被用者年金一元化法（平成 24 年法律第 63 号）の施行に伴い、共済組合の短期給付・長期給付・福祉事業に関する掛金（保険料）・負担金の算定方法が、現行の「手当率制」から「標準報酬制」へ移行するため、短期給付及び福祉事業の掛金率・負担金率について標準報酬制に対応した割合（率）とするもの。 なお、標準報酬制への移行に伴い実質的な掛金率・負担金率の変更はない。 （参考） 長期給付（年金）に関する保険料率は、厚生年金保険法に、退職等年金給付（新 3 階）に関する掛金率・負担金率については、地方公務員共済組合連合会の定款に規定される。																																																																																																																						
<table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料と掛金との割合</th><th colspan="3">給料と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>51.1</td><td>6.6</td><td>2.125</td><td>51.1</td><td>6.6</td><td>2.125</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td></td><td></td><td>1,000 分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>二</td><td>二</td><td>の</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td>2.7</td><td></td><td></td><td>2.7</td><td></td><td></td></tr></table> (2) 期末手当等の額に乘じる数値	組合員の種別	給料と掛金との割合			給料と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	51.1	6.6	2.125	51.1	6.6	2.125	長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分			市町村長長期組合員	の	二	二	の	二	二	特定消防長期組合員	2.7			2.7			<table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合</th><th colspan="3">標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td>5.28</td><td>1.7</td><td>40.88</td><td>5.28</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td></td><td></td><td>1,000 分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>二</td><td>二</td><td>の</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td></td><td>2.16</td><td></td><td></td><td>2.16</td><td></td><td></td></tr></table>	組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7	長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分			市町村長長期組合員	の	二	二	の	二	二		2.16			2.16			
組合員の種別		給料と掛金との割合			給料と負担金との割合																																																																																																																			
		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																	
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	51.1	6.6	2.125	51.1	6.6	2.125																																																																																																																		
長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分																																																																																																																				
市町村長長期組合員	の	二	二	の	二	二																																																																																																																		
特定消防長期組合員	2.7			2.7																																																																																																																				
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末 手当等の額と負担金との割合																																																																																																																				
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																		
	短期分	介護分		短期分	介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7																																																																																																																		
長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分																																																																																																																				
市町村長長期組合員	の	二	二	の	二	二																																																																																																																		
	2.16			2.16																																																																																																																				
<table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">期末手当等と掛金との割合</th><th colspan="3">期末手当等と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td></tr><tr><td>市町村長組合員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特定消防組合員</td><td>40.88</td><td>5.28</td><td>1.7</td><td>40.88</td><td>5.28</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td></td><td></td><td>1,000 分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市町村長長期組合員</td><td>の</td><td>二</td><td>二</td><td>の</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>特定消防長期組合員</td><td>2.16</td><td></td><td></td><td>2.16</td><td></td><td></td></tr></table>	組合員の種別	期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	特定消防組合員	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7	長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分			市町村長長期組合員	の	二	二	の	二	二	特定消防長期組合員	2.16			2.16																																																															
組合員の種別		期末手当等と掛金との割合			期末手当等と負担金との割合																																																																																																																			
		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																																																																																	
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																																																																																			
一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分																																																																																																																		
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の																																																																																																																		
特定消防組合員	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7																																																																																																																		
長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分																																																																																																																				
市町村長長期組合員	の	二	二	の	二	二																																																																																																																		
特定消防長期組合員	2.16			2.16																																																																																																																				

変 更 前	変 更 後	備 考
2 (略) (新規) (任意継続掛金の額) 第 43 条の 2 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>施行令第 48 条第 3 項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 102.2 を乗じて得た額</u>とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>同項各号に掲げる額のうちいずれか少ない額に 1,000 分の 13.2 を乗じて得た額とする。ただし、同項ただし書に規定する総務大臣の定める要件を備える者にあつては、同項第 1 号の額からその額に 100 分の 30 を乗じた額を控除した額をもって、同号の額とする。</u> (経理単位) 第 44 条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、<u>預託金管理経理</u>、業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理とする。 第 45 条 ～ 第 46 条 (略) (監 査) 第 47 条 (略) 2 監査は、給付の決定（<u>長期給付の決定を除く。</u>）その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。	2 (略) (任意継続組合員の標準報酬の月額の特例) <u>第 43 条の 2 施行令第 46 条の 2 第 1 号に規定する組合の定款で定める割合は、100 分の 30 とする。</u> (任意継続掛金の額) 第 43 条の 3 任意継続組合員に係る短期給付（介護納付金の納付に係るものを除く。）及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>施行令第 46 条の 2 の規定による標準報酬の月額に 1,000 分の 81.76 を乗じて得た額</u>とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、<u>同条に規定する標準報酬の月額に 1,000 分の 10.56 を乗じて得た額</u>とする。 (経理単位) 第 44 条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理_____、業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理とする。 第 45 条 ～ 第 46 条 (略) (監 査) 第 47 条 (略) 2 監査は、給付の決定_____その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。	・任意継続組合員の掛金算定の基礎となる標準報酬月額について、組合員期間が 15 年以上で 55 歳以上に達した後に初めて退職する組合員については、退職時の標準報酬の月額の 7 割相当額とするもの。 ・組合員の短期給付事業に係る掛金率と同様に、任意継続組合員の掛金率も標準報酬制に対応した率とするもの。 なお、標準報酬制への移行に伴い実質的な掛金率の変更はない。 ・貸付事業の財源とするため、市町村連合会から長期給付（年金）積立金の一部の預託を受けており、その預託金・利息を管理する預託金管理経理については、一元化に伴い廃止されるため、削除するもの。なお、一元化後の預託金等は、定款附則で規定する経過的長期預託金管理経理が全額継承する。

変 更 前	変 更 後	備 考																																																											
附 則 1 (略) 2 <u>組合員のうち施行令第 18 条に規定する特別職の職員等である組合員の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、当分の間、第 43 条第 1 項の規定にかかわらず、当該組合員の給料又は期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる数値を乗じて得た額とする。</u> <table><tr><th rowspan="3">組合員の種別</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と掛金との割合</th><th colspan="3">給料又は期末手当等と負担金との割合</th></tr><tr><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th><th colspan="2">短期給付</th><th rowspan="2">福祉事業</th></tr><tr><th>短期分</th><th>介護分</th><th>短期分</th><th>介護分</th></tr><tr><td>一 般 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td><td>1,000 分</td></tr><tr><td>市 町 村 長 組 合 員</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td><td>の</td></tr><tr><td>特 定 消 防 組 合 員</td><td>40.88</td><td>5.28</td><td>1.7</td><td>40.88</td><td>5.28</td><td>1.7</td></tr><tr><td>長 期 組 合 員</td><td>1,000 分</td><td></td><td></td><td>1,000 分</td><td></td><td></td></tr><tr><td>市 町 村 長 長 期 組 合 員</td><td>の</td><td>二</td><td>二</td><td>の</td><td>二</td><td>二</td></tr><tr><td>特 定 消 防 長 期 組 合 員</td><td>2.16</td><td></td><td></td><td>2.16</td><td></td><td></td></tr></table> 3～10 (略) 11 <u>組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和 53 年政令第 25 号）第 2 条の規定に基づき、同条第 1 号に掲げる事業その他これに附帯する事業（以下「財形住宅貸付事業」という。）を行う。</u>	組合員の種別	給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合			短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業	短期分	介護分	短期分	介護分	一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	市 町 村 長 組 合 員	の	の	の	の	の	の	特 定 消 防 組 合 員	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7	長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分			市 町 村 長 長 期 組 合 員	の	二	二	の	二	二	特 定 消 防 長 期 組 合 員	2.16			2.16			附 則 1 (略) 2 <u>削除</u> 3～10 (略) 11 <u>組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、次に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付に関する事業（次項において「経過的長期給付事業」という。）</u> (2) <u>地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和 53 年政令第 25 号）第 2 条の規定に基づき、同条第 1 号に掲げる事業その他これに附帯する事業（以下「財形住宅貸付事業」という。）</u>	・ 現行の手当率制において、一般職と特別職とでは、手当率が異なることから、特別職に係る給料に対する掛金率・負担金率を別に規定していたが、標準報酬制への移行に伴い一般職と特別職の掛金率等は同率となるため、削除するもの。 ・ 一元化に伴い貸付事業の財源となる市町村連合会からの預託金・利息を管理する預託金管理経理が廃止され、「経過的長期預託金管理経理」がその資産を全額継承することとされたため、条文の整備を行い、次項において新たに「経過的長期預託金管理経理」を規定するもの。
組合員の種別		給料又は期末手当等と掛金との割合			給料又は期末手当等と負担金との割合																																																								
		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業																																																						
	短期分	介護分	短期分		介護分																																																								
一 般 組 合 員	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分	1,000 分																																																							
市 町 村 長 組 合 員	の	の	の	の	の	の																																																							
特 定 消 防 組 合 員	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7																																																							
長 期 組 合 員	1,000 分			1,000 分																																																									
市 町 村 長 長 期 組 合 員	の	二	二	の	二	二																																																							
特 定 消 防 長 期 組 合 員	2.16			2.16																																																									

変 更 前	変 更 後	備 考
(新規) 12・13 (略) 14 <u>組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、附則第 12 項中「及び財形経理」とあるのは「、経過的長期経理及び財形経理」として同項の規定を適用する。</u>	12 <u>組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第 44 条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、経過的長期預託金管理経理、」として同条の規定を適用する。</u> 13・14 (略) (削る) 附 則 1 <u>この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。</u> 2 <u>変更後の第 43 条第 1 項の規定は、平成 27 年 10 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 9 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。</u> 3 <u>変更後の第 43 条の 2 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用する。</u> 4 <u>変更後の第 43 条の 3 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。</u>	・経過的長期給付事業を行う間の経理については、定款附則第 11・12 項に規定するため、削除するもの。

理 由 書

「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）」並びに地方公務員等共済組合法及び施行令の一部改正等の施行に伴い、組合員の範囲・種別等に係る規定の整備や、平成 27 年 10 月から公務員も厚生年金保険に加入し、掛金等の算定方法が標準報酬制へ移行することなどから、手当率制に係る掛金率・負担金率の表を標準報酬制に対応した掛金率・負担金率の表へ変更、任意継続掛金算定の経過措置の設定及び経過的長期預託金管理経理の創設など、定款の一部を変更する必要があるため。

定款の一部を変更する定款要綱

項 目	説 明
1 変更の目的	公務員が厚生年金保険に加入するとともに、組合員が負担する掛金、地方公共団体等が負担する負担金の算定方法について、現在の「手当率制」から「標準報酬制」へ移行すること等を内容とする『被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「一元化法」という。平成 24 年法律第 63 号）』並びに、地方公務員等共済組合法及び施行令の一部改正等の施行に伴い定款の一部を変更する必要がある。
2 内 容	(1) 組合員の範囲及び種別、短期給付の対象となる組合員に係る規定の整備 ① 組合員の範囲（32 条関係） ・ 職員引継一般地方独立行政法人の役職員 ・ 定款変更一般地方独立行政法人の役職員 ・ 職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員 ・ 特例継続組合員の規定の削除 → 該当者が見込まれず地共済法から削除されたため。 地共済法に基づき、これらの一般地方独立行政法人の役職員のうち、非常勤及び臨時の者以外は当組合の組合員となることを規定する（現在、当組合において該当者なし。） ② 組合員の種別（33 条関係） ・ 特定消防長期組合員 ・ 特例継続組合員 → 規定の削除（これらの種別については、該当する者が見込まれず区分が不要なことから、地共済法等の規定が削除されたため。） ③ 短期給付の対象者（34 条関係） 短期給付の対象となる組合員に係る規定を整備。定款 33 条で削除される特例継続組合員及び特定消防長期組合員の規定を削除する。 (2) 標準報酬制への移行に伴う掛金率・負担金率の表に係る整備 一元化法の施行に伴い、本組合における各事業の掛金・負担金の算定については、現在の「手当率制（基本給×手当率（一般職 1.25、特別職 1））から、原則、4 月から 6 月までの報酬月額（基本給＋諸手当）の平均額を基に計算する「標準報酬制」に移行するため、現在、一般職と特別職に分けてそれぞれ規定している掛金率・負担金率の表を、標準報酬制に対応した掛金率・負担金率の表に変更するもの。 なお、今回の定款一部変更による実質的な掛金率・負担金率の変更はない。 ① 一般職に関する掛金率・負担金率の表 ・ 給料に乘じる数値（43 条 1 号） ・ 期末手当等に乘じる数値（43 条 2 号） → 一般職、特別職とも標準報酬制に対応した同一の表とする。 ② 特別職に関する掛金率・負担金率の表 ・ 給料又は期末手当等に乘じる数値（制定附則 2 項） → 規定の削除

項 目	説 明
(3)	「任意継続組合員に関する掛金算定基礎の特例及び掛金率」関係 ① 組合員期間が15年以上あり、かつ退職時の年齢が55歳以上であって、55歳となって以降初めての退職である場合の任意継続掛金の算定の特例として、現在、退職時の給料月額の7割の額とされているものを、退職時の標準報酬の月額の7割に変更するもの（改正後の43条の2）。 ② 任意継続掛金率について（改正後の43条の3） 手当率制における掛金率表示から、標準報酬制移行後の掛金率表示へ変更するもの。なお、今回の定款一部変更による実質的な掛金率の変更はない。
(4)	「預託金管理経理」の廃止と「経過的長期預託金管理経理」の創設

○ 公告第4号

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

富山県市町村職員共済組合貸付規則の一部変更については、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成27年9月30日付けで下記のとおり理事長において専決処分したので公告する。

平成27年10月 1日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高橋 正 樹

記

富山県市町村職員共済組合貸付規則（昭和40年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「預託金管理経理」を「組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理」に改める。

第5条第1項第1号中「法第2条第1項第5号に規定する給料をいう。」を「地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるもの又はこれに相当する給与で次のイからニまでに掲げる組合員の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる給与をいう。」に改め、同号に次のように加える。

イ 地方公務員法第3条第3項に掲げる特別職の職員（ハに掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給料につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給料

ロ 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条の規定の適用又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうちイ及びハに掲げる者を除く。）である組合員 その支給を受ける給与のうち地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与

ハ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第2条第5号に掲げる者 その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与

ニ 第4条に規定する借受資格を有する者のうちイからハまでに掲げる者以外の者
その支給を受ける給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表
に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与

第5条第1項第5号中「地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）を
「施行令」に改め、同条に次の一項を加える。

7 前各項の貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7条第1項中「4.36」を「4.46」に、「3.63」を「3.72」に、「4.1」を「4.2」に改め
る。

第14条第3項中「2.33」を「2.42」に改める。

附則第1項第1号中「4.1」を「4.2」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 2 改正後の富山県市町村職員共済組合貸付規則（以下「貸付規則」という。）附則第1項の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）附則第3条の2に規定する特例期間のうち財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち預託期間が10年の預託金に係るもの（以下「財政融資資金利率」という。）が年4.2%を下回っている間が終了した日の属する月の末日又は貸付規則附則第1項に規定する当該末日の翌日以後3月以内の日で理事長の定める日（以下「特例期間等の終了の日」という。）以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る特例期間等の終了の日後の償還期間における利息については、第7条第1項に規定する貸付利率を適用する。
- 4 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第16条第1項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。
- 5 適用日から特例期間等の終了の日の間において貸付規則（規程）附則第1項各号に掲げる区分に応じた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る利息が改定された場合において、財政融資資金利率が改定された日又は貸付規則附則第1項に規定する当該改定された日以後3月以内の日で理事長が定める日（以下「改定日等」という。）

の前日以前に貸し付けた当該貸付金に係る改定日等以後に到来する償還期日における償還額は、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を改定日等に貸し付け、改定日等の前日における当該貸付金に係る未償還回数で改定日等以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

- 6 特例期間等の終了の日以前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る特例期間等の終了の日後に到来する償還期日における償還額は、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を特例期間等の終了の日の翌日に貸し付け、特例期間等の終了の日における当該貸付金に係る未償還回数で特例期間等の終了の日後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

現 行	改 正 後	備 考
富山県市町村職員共済組合貸付規則	富山県市町村職員共済組合貸付規則 [最終改正 平成 27 年 月 日]	
第 1 条 （略）	第 1 条 （略）	被用者年金制度 の一元化に伴い、 貸付事業の財源 （貸付資金の仮 受先）を預託金管 理経理から経過 的長期預託金管 理経理へ変更す るもの。
（貸付の財源） 第 2 条 貸付の財源は、 預託金管理経理からの借入金並びに短期経理から の借入金（第 3 条第 6 項に規定する高額医療貸付及び同条第 7 項に規定 する出産貸付の財源に限る。）をもって充てる。	（貸付の財源） 第 2 条 貸付の財源は、 <u>組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村 職員共済組合連合会の経過的長期経理</u> からの借入金並びに短期経理から の借入金（第 3 条第 6 項に規定する高額医療貸付及び同条第 7 項に規定 する出産貸付の財源に限る。）をもって充てる。	
（貸付金の限度額） 第 5 条 貸付金の限度額は、次の各号の掲げる貸付けの種類に応じ、当該 各号に定める金額とする。	（貸付金の限度額） 第 5 条 貸付金の限度額は、次の各号の掲げる貸付けの種類に応じ、当該 各号に定める金額とする。	
一 普通貸付 給料（ <u>法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する給料をいう。</u> 以下同じ。）の 6 月分に相当する金額（当該金 額が 200 万円を超えるときは 200 万円）	一 普通貸付 給料（ <u>地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料 表に掲げる給料で月額をもって支給されるもの又はこれに相当する給 与で次のイからニまでに掲げる組合員の区分に応じ、当該イからニま でに掲げる給与をいう。以下同じ。）の 6 月分に相当する金額（当該金 額が 200 万円を超えるときは 200 万円）</u>	一元化に伴い掛 金等の算定基礎 は標準報酬へ移 行されるが、貸付 事業における限 度額計算は、現行 と同様に引き続 き給料月額等を 基に計算するた めに給料の定義 を定めるもの。
（新規）	イ <u>地方公務員法第 3 条第 3 項に掲げる特別職の職員（ハに掲げる者 を除く。）である組合員</u> <u>その支給を受ける給料につき、地方公務員 法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表に掲げる給料で月額をも って支給されるものに相当する給料</u>	
（新規）	ロ <u>地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 38 条の規定の適用 又は準用を受ける職員及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法 人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独 立行政法人をいう。以下同じ。）の職員（これらの職員のうちイ及び ハに掲げる者を除く。）である組合員</u> <u>その支給を受ける給与のうち 地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表に掲げる給料 で月額をもって支給されるものに相当する給与</u>	
（新規）	ハ <u>地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号。以下「施 行令」という。）第 2 条第 5 号に掲げる者</u> <u>その支給を受ける給与に</u>	

現 行	改 正 後	備 考
(新規) 二～四 (略) 五 高額医療貸付 一の貸付事由ごとに法第 57 条第 1 項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うべき金額又は支払った金額から、<u>地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 23 条の 3 の 3 の規定により同条第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した額</u> 六 (略) 2～6 (略) (新規) (貸付利率) 第 7 条 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、年 <u>4.36%</u>（災害貸付にあつては年 <u>3.63%</u>、第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては、年 <u>4.1%</u>）とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する。 2・3 (略) (償還期限及び金額) 第 14 条 (略) 2 (略) 3 理事長は、借受人が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住	<u>つき、地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与</u> 二 <u>第 4 条に規定する借受資格を有する者のうちイからハまでに掲げる者以外の者</u> <u>その支給を受ける給与につき、地方公務員法第 25 条第 3 項第 1 号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与</u> 二～四 (略) 五 高額医療貸付 一の貸付事由ごとに法第 57 条第 1 項各号に掲げる医療機関若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）に支払うべき金額又は支払った金額から、<u>施行令第 23 条の 3 の 3 の規定により同条第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる金額から控除されることとなる金額に相当する金額を控除した額</u> 六 (略) 2～6 (略) <u>7 前各項の貸付金の限度額の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</u> (貸付利率) 第 7 条 高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率は、年 <u>4.46%</u>（災害貸付にあつては年 <u>3.72%</u>、第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては、年 <u>4.2%</u>）とし、貸付けの翌月から償還の終了する月までの期間について計算する 2・3 (略) (償還期限及び金額) 第 14 条 (略) 2 (略) 3 理事長は、借受人が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項に規定する政令で指定された激甚災害により、理事長が指定する地域において、組合員が居住	施行令は規程第 5 条第 1 項ハにおいて読替えを規定したための整備 貸付規則施行細則第 4 条の 2 へ 貸付利率の本則利率を変更するもの。（なお、現在は特例利率が適用されており、組合員に対する貸付利率の変更はない。）

現 行	改 正 後	備 考
する住宅が滅失した場合に係る災害貸付にあつては、前項第 2 号の規定にかかわらず、償還期間外において 3 年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、第 7 条の規定にかかわらず、年 <u>2.33%</u> とする。 附 則 （高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率の特例） 1 （略） 一 財政融資資金利率が 2.4% を超え年 <u>4.1%</u> を下回っている場合毎年 1 月 1 日及び 7 月 1 日から、1 月 1 日にあつては直近の 10 月 1 日、7 月 1 日にあつては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率に 0.26% を加えた利率（災害貸付にあつては当該利率に 12 分の 10 を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第 2 位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）、第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては、財政融資資金利率）	する住宅が滅失した場合に係る災害貸付にあつては、前項第 2 号の規定にかかわらず、償還期間外において 3 年を限度として元金の弁済を猶予することができる。この場合において、当該猶予した期限に係る利息は、第 7 条の規定にかかわらず、年 <u>2.42%</u> とする。 附 則 （高額医療貸付及び出産貸付に係る貸付金以外の貸付金の利率の特例） 1 （略） 一 財政融資資金利率が 2.4% を超え年 <u>4.2%</u> を下回っている場合毎年 1 月 1 日及び 7 月 1 日から、1 月 1 日にあつては直近の 10 月 1 日、7 月 1 日にあつては直近の 4 月 1 日における財政融資資金利率に 0.26% を加えた利率（災害貸付にあつては当該利率に 12 分の 10 を乗じて得た利率（当該利率に小数点以下第 2 位未満の数があるときは、これを四捨五入した利率）、第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額（以下「在宅介護対応住宅貸付」という。）にあつては、財政融資資金利率）	

理 由 書

平成27年10月の被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に併せて貸付準則が改正されたので、この準則改正に準じ、規定の整備が必要となるため、所要の改正を行うもの。

〈主な変更点〉

1 貸付事業の財源が「預託金管理経理」から「経過的長期預託金管理経理」へ変更

2 貸付事業の限度額計算のための給料について、定義を定める。

本組合の掛金等の算定基礎は標準報酬へ移行するが、貸付事業における貸付限度額の計算は、引き続き現在と同様に給料月額等を基に算出するために給料の定義を規定する。

3 貸付利率の変更

今回は、本則利率の変更（普通貸付 現行 4.36% → 変更後 4.46%）であり、現在は特例利率が適用（普通貸付 現行 2.66%）されているため、借受者に対する利率に変更はない。

○ 公告第5号

平成27年度第1次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成27年度第1次変更事業計画及び予算については、平成27年9月30日付けで理事長において専決処分したので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成27年10月 1日

富山県市町村職員共済組合
理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。

平成27年度 第1次変更事業計画及び予算の概要

1 経理の記載順の変更及び追加

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更に伴い、事業計画及び予算における経理について、以下のとおり記載順の変更及び追加を行う。

変更前		変更後	
1	総括	1	総括
2	短期経理	2	短期経理
3	長期経理	3	長期経理
4	厚生年金保険経理	4	厚生年金保険経理
5	退職等年金経理	5	退職等年金経理
6	預託金管理経理	6	経過の長期経理
7	業務経理	7	預託金管理経理
8	保健経理	8	経過の長期預託金管理経理
9	宿泊経理	9	業務経理
10	貯金経理	10	保健経理
11	貸付経理	11	宿泊経理
12	経過の長期経理	12	貯金経理
		13	貸付経理

(平成27年度で廃止)

(平成27年度当初予算で新設)

(")

(")

(平成27年度で廃止)

(今回追加)

2 預託金管理経理の廃止と経過の長期預託金管理経理の新設

平成27年10月1日施行の地方公務員等共済組合法施行令及び同法施行規程が改正されることに伴い、平成27年度予算における預託金管理経理の資産・負債について、その全額を新設する経過の長期預託金管理経理へ承継する変更を行う。

3 貸付経理の変更

上記、預託金管理経理の廃止及び経過の長期預託金管理経理の新設に伴い、貸付経理における事業計画概況及び予算総則について、所要の変更を行う。